

岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１０月３０日（金）　岐阜県発表資料			
担当課	担　当　係	担 当 者	電　話　番　号
統計課	人口労働係	吉川	内線３０６９ 直通０５８－２７２－８１８４ ＦＡＸ０５８－２７１－５７２０

令和８年８月分　毎月勤労統計調査結果

賃　金

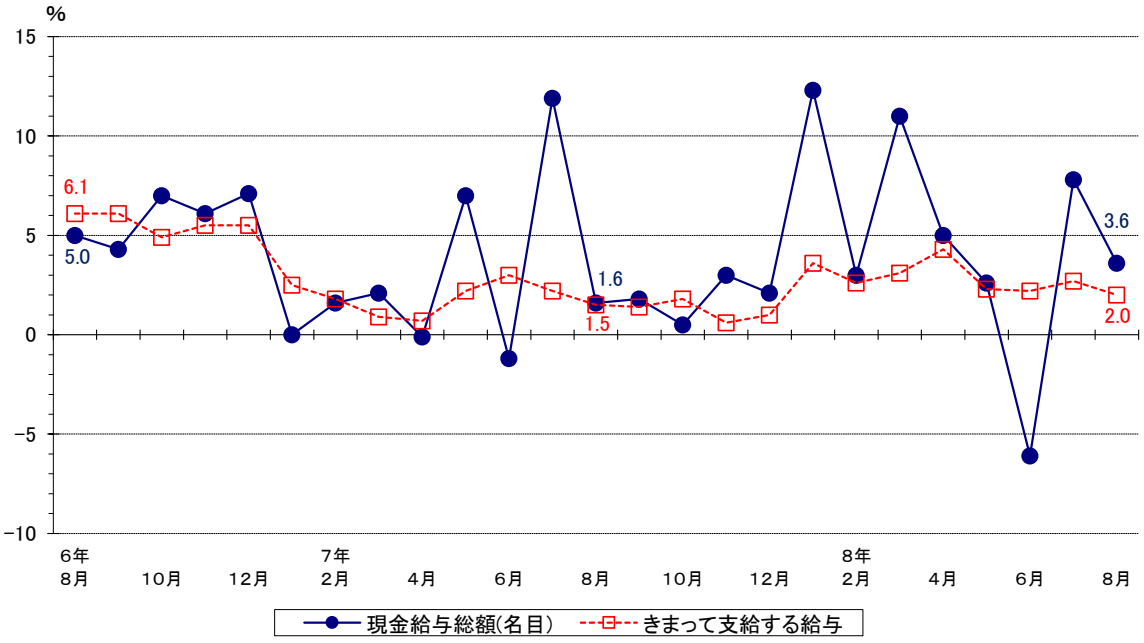
・８月のきまって支給する給与（定期給与）は、規模５人以上で 260,378 円、前年同月比 4.0%増で、８ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模 30 人以上では 289,420 円、前年同月比 2.0%増で、３２ヶ月連続で前年同月を上回った。

・特別に支払われた給与（特別給与）を含む現金給与総額は、規模５人以上で 274,546 円、前年同月比 5.9%増で、２ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模 30 人以上では 299,306 円、前年同月比 3.6%増で、２ヶ月連続で前年同月を上回った。

表１　賃金の動き

産業	現金給与総額				きまって支給する給与（定期給与）						特別に支払われた給与（特別給与）	
								所定内給与		所定外給与		
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	実数	前年同月差
	円		%	%	円	%	%	円	%	円	円	円
【事業所規模５人以上】												
調査産業計	**274 546**	**96.9**	**△31.6**	**5.9**	**260 378**	**△1.4**	**4.0**	**242 538**	**3.6**	**17 840**	**14 168**	**5 354**
建設業	388 877	107.6	△22.6	5.9	360 568	4.1	3.8	342 704	3.9	17 864	28 309	8 583
製造業	344 330	108.9	△37.7	10.7	316 770	△2.2	5.3	285 711	4.1	31 059	27 560	17 421
卸売業、小売業	214 750	96.6	△36.2	9.8	210 703	△0.8	10.6	200 747	10.1	9 956	4 047	△ 1 045
医療、福祉	262 080	92.8	△30.2	0.1	254 509	△2.8	△1.1	244 157	△0.2	10 352	7 571	3 303
【事業所規模30人以上】												
調査産業計	**299 306**	**93.0**	**△39.3**	**3.6**	**289 420**	**△1.9**	**2.0**	**264 752**	**1.2**	**24 668**	**9 886**	**4 633**
建設業	351 291	82.3	△39.4	△1.3	351 043	6.8	0.3	326 049	0.8	24 994	248	△ 5 926
製造業	346 817	102.6	△43.9	6.0	333 959	△2.4	4.0	298 222	3.1	35 737	12 858	6 735
卸売業、小売業	224 476	92.4	△42.4	6.3	220 667	0.9	6.6	212 456	5.8	8 211	3 809	△ 69
医療、福祉	312 908	94.1	△36.2	1.3	303 877	△4.2	△1.5	289 001	△0.5	14 876	9 031	8 815

図１　賃金の動き（前年同月比）ー規模 30 人以上・調査産業計ー



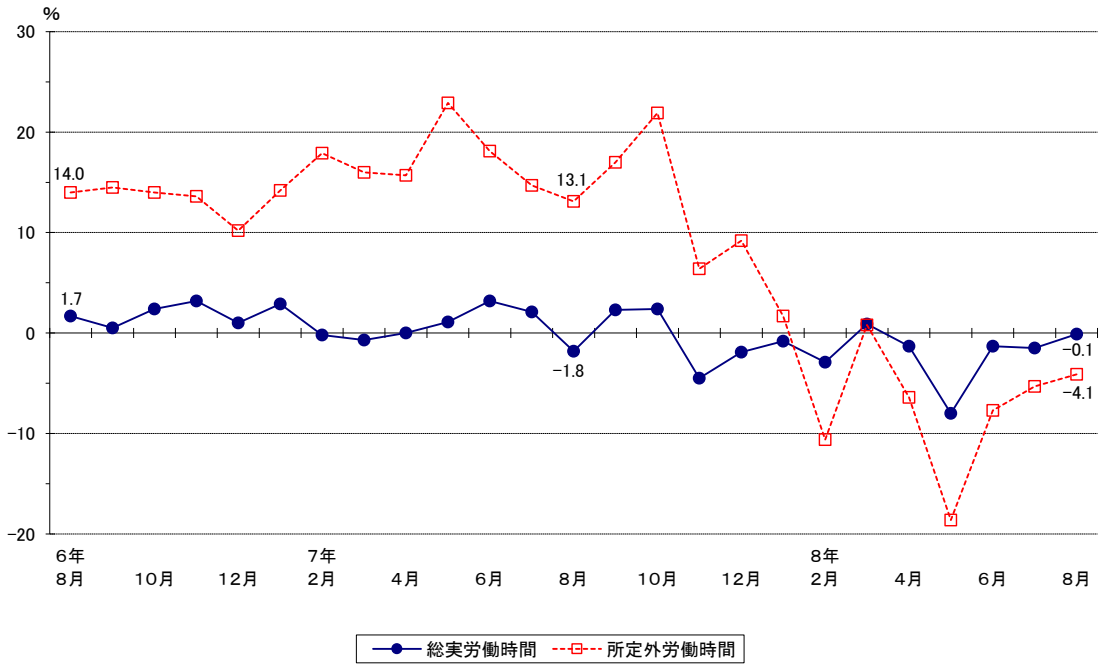
労働時間

・総実労働時間は、規模５人以上で 126.1 時間、前年同月比 1.3%増で、２ヶ月連続で前年同月を上回った。
また、規模 30 人以上では 134.3 時間、前年同月比 0.1%減で、５ヶ月連続で前年同月を下回った。
・所定外労働時間は、規模５人以上で 9.0 時間、前年同月比 2.2%減で、５ヶ月連続で前年同月を下回った。
また、規模 30 人以上では 11.5 時間、前年同月比 4.1%減で、５ヶ月連続で前年同月を下回った。

表２　労働時間の動き

産業	総実労働時間				所定外労働時間			出勤日数		
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月差	前年同月差
【事業所規模５人以上】	時間		%	%	時間	%	%	日	日	日
調査産業計	**126.1**	**92.4**	**△10.0**	**1.3**	**9.0**	**△8.2**	**△2.2**	**16.3**	**△1.9**	**0.0**
建設業	146.9	91.8	△10.3	△2.4	10.5	12.9	8.2	17.8	△3.1	△0.8
製造業	146.1	94.5	△13.6	1.2	14.3	△9.5	△11.7	17.2	△2.8	0.3
卸売業、小売業	122.3	96.6	△5.4	7.6	6.3	5.0	26.1	17.1	△0.9	0.7
医療、福祉	119.0	91.6	△6.3	△2.0	3.7	5.7	△15.9	16.4	△1.4	△0.2
【事業所規模30人以上】										
調査産業計	**134.3**	**94.4**	**△10.9**	**△0.1**	**11.5**	**△8.8**	**△4.1**	**16.6**	**△2.2**	**0.0**
建設業	128.0	80.7	△21.4	△17.4	11.7	42.6	△15.8	14.7	△5.7	△4.1
製造業	146.4	93.8	△14.8	△2.8	15.2	△11.1	△20.0	17.0	△3.0	0.0
卸売業、小売業	128.6	101.6	△2.1	2.6	6.8	3.1	25.9	17.8	△0.6	0.2
医療、福祉	126.8	91.6	△8.2	△6.2	4.0	0.0	△25.9	16.7	△1.5	△0.6

図２　労働時間の動き（前年同月比）ー規模 30 人以上・調査産業計ー



雇　用

・常用労働者数は、規模５人以上で 753,286 人、前年同月比 0.5%増で、３ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
　また、規模 30 人以上では 419,780 人、前年同月比 0.2%減で、３ヶ月連続で前年同月を下回った。
・パートタイム労働者の比率は、規模 30 人以上で 28.9%となり、前年同月差 0.0 ポイント横ばいとなった。

表３　常用雇用の動き

産業	常用労働者						労働異動	
	実数	指数	前月比	前年同月比	パートタイム労働者比率	パートタイム労働者比率前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調査産業計	**753 286**	**107.1**	**0.2**	**0.5**	**35.1**	**△ 1.1**	**1.17**	**1.09**
建設業	37 288	107.1	0.7	4.0	5.2	△ 0.6	0.77	0.19
製造業	188 890	105.2	0.6	0.4	13.5	△ 1.1	0.88	0.82
卸売業、小売業	125 798	104.1	0.2	△ 1.5	54.8	△ 1.5	1.70	1.48
医療、福祉	128 761	112.8	0.1	△ 0.9	43.6	1.1	0.77	0.72
【事業所規模30人以上】								
調査産業計	**419 780**	**105.7**	**0.4**	**△ 0.2**	**28.9**	**0.0**	**1.06**	**0.98**
建設業	13 531	118.3	0.2	△ 1.4	4.9	2.0	0.32	0.21
製造業	143 686	107.2	0.7	1.4	12.2	1.8	0.73	0.77
卸売業、小売業	46 522	109.3	0.4	△ 2.9	58.1	△ 2.5	1.32	1.02
医療、福祉	69 477	99.2	0.0	△ 2.7	35.9	1.4	0.98	0.95

図３　常用雇用の動き（前年同月比）ー規模 30 人以上・調査産業計ー

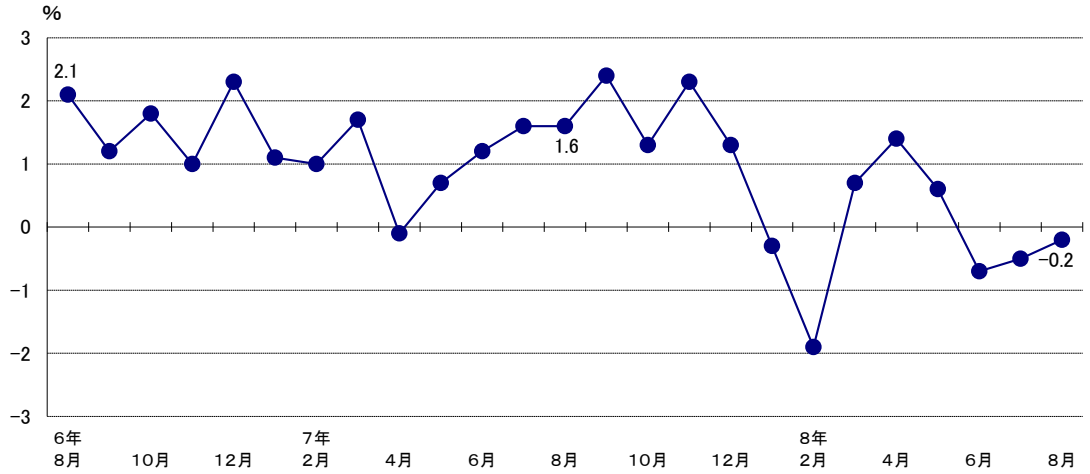
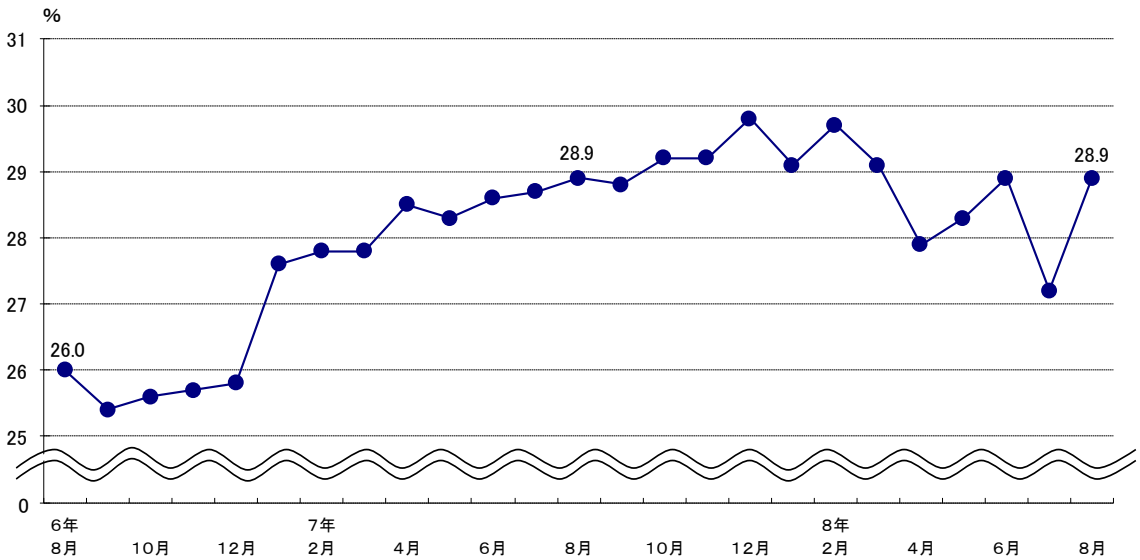


図４　パートタイム労働者比率の動きー規模 30 人以上・調査産業計ー



【利用上の注意・用語の定義】

1　令和４年１月分公表時から、指数は、令和２年平均を 100 とする令和２年基準とする。これに伴い、令和４年１月分以降と比較できるように、令和３年 12 月分までの指数を、令和２年平均が 100 となるように改訂した。

令和３年 12 月分までの増減率は、一部を除き、改定前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

2　前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

3　調査対象事業所のうち 30 人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の２～３年に一度行う総入替え方式から、毎年１月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。

従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。

4　令和６年１月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和３年経済センサス－活動調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和６年（１月分以降）の前年同月比については、令和５年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和６年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

5　指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。

各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times １００$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の１人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の１人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

6　きまって支給する給与（定期給与）とは、
労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

7　特別に支払われた給与（特別給与）とは、
労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

①　夏冬の賞与、期末手当等の一時金
②　支給事由の発生が不定期なもの
③　３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）
④　いわゆるベースアップの差額追給分

8　常用労働者とは、

①　期間を定めずに雇われている者
②　１か月以上の期間を定めて雇われている者

のいずれかに該当する者をいう。

9　パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、

①　１日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
②　１日の所定労働時間が一般の労働者と同じで１週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者

のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者５人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約８００事業所を対象とする。

＜統計課ホームページ＞

https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html